

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年十二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

			第六号	指定番号
			建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
			令和二年十一月 三十日	指定の年月日
飯能市大字川寺字双木二百十五―二、二百十五―三、二百十五―六、二百十八―十二、二百十八―十五の各一部	飯能市大字川寺字双木二百十一―二、二百九―四、二百十五―二、二百十九―二の各一部	飯能市大字川寺字双木二百十一―二、二百十一―四、二百十五―二の各一部	指定に係る道路の位置	
十八・〇	二十二・〇	十四・五	指定に係る道路の延長 (単位メートル)	
六・〇	四・〇	六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	

<p>飯能市大字笠縫字六道三百五十一、三百五十一三、三百五十一七、飯能市大字岩沢字六道十五一、十五二の各一部</p> <p>飯能市大字笠縫字六道三百五十二、三百五十三、三百五十一七、飯能市大字岩沢字六道十五二の各先</p>	<p>飯能市大字川寺字六道二百五十九一、二百六十二、二百六十五、二百六十八、二百六十一三、二百六十一五、二百六十一六、二百六十一九、二百六十一十一の各一部</p>	<p>五十・五</p>	<p>六・〇</p>
		<p>十二・五</p>	<p>九・〇</p>